

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月28日

墨田区長 山 崎 昇

墨田区条例第5号

## 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「支度料」を「旅行雑費」に改める。

第7条第1項中「の各号」を削る。

別表2区長の項中「、支度料」を削り、「相当額」の次に「（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）」を加え、同表副区長の項中「相当額」の次に「（鉄道賃、船賃及び航空賃については、当該額の範囲内の実費額）」を加える。

### 付 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第3条第2項及び別表2の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。